

国立大学法人岡山大学管理学則（案）

〔平成16年4月1日〕  
岡大学則第1号

改正 平成17年3月24日学則第1号  
平成18年1月26日学則第1号  
平成18年3月30日学則第4号  
平成19年2月 1日学則第1号  
平成19年3月30日学則第3号  
平成20年1月31日学則第1号  
平成20年3月27日学則第4号  
平成21年1月28日学則第1号  
平成21年3月27日学則第4号  
平成22年1月28日学則第1号  
平成22年3月31日学則第3号  
平成22年7月22日学則第5号  
平成23年1月27日学則第1号  
平成23年4月26日学則第2号  
平成23年9月27日学則第3号  
平成24年1月24日学則第1号  
平成24年3月22日学則第3号  
平成24年11月28日学則第4号  
平成25年3月27日学則第3号  
平成25年9月30日学則第4号  
平成25年11月28日学則第5号  
平成26年1月28日学則第1号  
平成26年3月27日学則第4号  
平成26年6月19日学則第6号  
平成26年9月30日学則第8号  
平成26年11月27日学則第9号  
平成27年2月24日学則第1号  
平成28年2月23日学則第3号  
平成29年2月28日学則第2号  
平成29年11月28日学則第5号  
平成30年3月27日学則第1号  
平成30年9月27日学則第5号  
平成31年3月28日学則第1号  
平成31年4月16日学則第4号  
令和元年10月1日学則第5号  
令和2年3月31日学則第2号  
令和3年1月26日学則第1号  
令和4年2月1日学則第1号  
令和4年3月29日学則第3号  
令和5年3月28日学則第1号  
令和5年4月25日学則第4号  
令和 年 月 日学則第 号

## 第1章 法人

### 第1節 総則

#### (法人の目的)

第1条 国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）は、岡山大学を設置し、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

#### (業務の範囲等)

第2条 法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 岡山大学（以下「本学」という。）を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 本学における研究の成果を普及し、及びその活動を推進すること。
- 六 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。
- 七 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項第6号に掲げる業務及び同項第7号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

### 第2節 役員及び職員組織等

#### (役員)

第3条 法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

- 2 学長は、法人の長であるとともに、第28条に定める学長となる。
- 3 役員に関し必要な事項は、別に定める。

#### (副理事)

第3条の2 法人に副理事を置くことができる。

- 2 副理事は、理事の担当業務を分掌し、これを補佐する。
- 3 副理事に関し必要な事項は、別に定める。

#### (職員)

第4条 法人に次の職員を置く。

- 一 一般職員
- 二 教育職員
- 三 医療職員
- 四 その他の職員

2 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところによるほか、学長が定めるものとする。

- 3 第1項第2号の教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手を教員という。
- 4 職員に関し必要な事項は、別に定める。

#### (法人監査室)

第5条 法人に、法人が定めた方針及び施策に沿って適切に業務が行われているか監査し、併せて監事との連携及び会計監査人との連絡調整を行うため、法人監査室を置く。

2 法人監査室に関し、必要な事項は、別に定める。

### 第3節 会議

#### (役員会)

第6条 法人に、法人の重要事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関として、役員会を置く。

2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

#### (経営協議会)

第7条 法人に、経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

#### (教育研究評議会)

第8条 法人に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

#### (学長選考・監察会議)

第9条 法人に、学長候補者選考等を行う機関として、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第2章 大学

### 第1節 大学の目的等

#### (大学の目的)

第10条 本学は、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、日本国家及び社会の有為な形成者を育成するとともに、学術の深奥を究めて、その成果を広く社会に提供することにより、世界文化の進展に寄与することを目的とする。

#### (自己評価等)

第11条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、全学及び学部等ごとに自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

3 第1項の自己評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者の評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

4 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

#### (教育研究活動等の状況等の公表)

第12条 本学は、次に掲げる教育研究活動等の状況について、刊行物、ホームページ等への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公表する。

一 本学の教育研究上の目的に関すること。

二 教育研究上の基本組織に関すること。

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

- 八 授業料，入学料その他の本学が徴収する費用に関すること。
- 九 本学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- 2 本学は，前項各号に掲げる事項のほか，教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

第2節 大学の構成  
(学部・学科・課程等)

第13条 本学に次の学部及び学科又は課程を置く。

学 部	学 科 ・ 課 程
文学部	人文学科
教育学部	学校教育教員養成課程 養護教諭養成課程
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物学科 地球科学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科 創薬科学科
工学部	工学科
農学部	総合農業科学科

- 2 学部又は学科に学科目を置く。  
(大学院)

第14条 本学に大学院を置く。  
(専攻科)

第15条 本学に次の専攻科を置く。  
特別支援教育特別専攻科  
(別科)

第16条 本学に次の別科を置く。  
養護教諭特別別科  
(学術研究院)

第16条の2 本学に，教員組織として学術研究院を置く。  
(研究所)

第17条 本学に次の研究所を置く。  
資源植物科学研究所  
惑星物質研究所  
異分野基礎科学研究所  
文明動態学研究所

- 2 研究所に共同研究コアを置く。

(附属病院)

第18条 本学に、附属の教育研究施設として、附属病院を置く。

2 前項の附属病院の名称は、岡山大学病院とする。

(学部及び研究科附属の教育研究施設等)

第19条 本学に次の学部及び研究科附属の教育施設又は研究施設を置く。

理学部 臨海実験所, 界面科学研究施設

農学部 山陽圏フィールド科学センター

社会文化科学研究科 国際連携推進センター

環境生命自然科学研究科 低炭素・廃棄物循環研究センター

医歯薬学総合研究科 薬用植物園, 医療教育センター

法務研究科 弁護士研修センター

2 本学に次の研究所附属の研究施設を置く。

資源植物科学研究所 大麦・野生植物資源研究センター

異分野基礎科学研究所 国際構造生物学研究センター

第20条 削除

(全学センター)

第21条 本学に、教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行い又は教育若しくは研究のため共用する施設その他全学的業務を行う施設として、次の全学センターを置く。

評価センター

保健管理センター

環境管理センター

情報統括センター

グローバル人材育成院

地域総合研究センター

教師教育開発センター

中性子医療研究センター

自然生命科学研究支援センター

生殖補助医療技術教育研究センター

グリーンイノベーションセンター

AI・数理データサイエンスセンター

第22条 削除

(附属学校)

第23条 本学に次の学部附属学校を置く。

教育学部 附属幼稚園, 附属小学校, 附属中学校, 附属特別支援学校

(附属図書館)

第24条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の附属図書館に分館を置く。

第25条 削除

(規則)

第26条 第13条から第24条までに關し、必要な事項は、別に定める。

### 第3節 機構

(機構)

第27条 本学に、本学の重要な目的を達成するための組織として、次に掲げる機構を置く。

教育推進機構

研究推進機構

#### 安全衛生推進機構

- 2 教育推進機構は、入学者選抜・高大接続、共通教育・外国語教育等の全学にわたる教育、学生支援、学習・教授支援等を主な活動領域とし、本学における教育活動の向上と発展に資する、調査研究、実施推進、検証改善を行う。
- 3 研究推進機構は、本学の理念・研究目標を達成するため、研究及び産学官連携の推進を企画・立案、調整、実施し、また、研究不正の防止等研究コンプライアンスを図ることによって、本学における広範な領域の学術研究を推進し、重点的に研究拠点の形成を進め、知的資産の形成を促進するとともに、知的財産を組織的に管理・活用・保護し、研究成果の社会還元を促進し、併せて本学の財政基盤の向上に資する。
- 4 安全衛生推進機構は、本学構成員等の安全と健康の確保を図り、安全衛生に関する本学の社会的責任を果たすため、関係する他の組織と連携を図り、所要の調査・研究を行い、安全衛生に関する本学の施策・方針を企画・立案するとともに、指導・助言を行う。
- 5 前4項に規定するほか、機構に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第4節 職員組織その他

##### (学長)

第28条 本学に学長を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

##### (総括副学長)

第29条 本学に総括副学長を置くことができる。

- 2 総括副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 総括副学長に関し必要な事項は、別に定める。

##### (副学長)

第29条の2 本学に副学長を置く。

- 2 副学長は、学長の校務を助ける。
- 3 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

##### (学部長)

第30条 本学の各学部に学部長を置く。

- 2 学部長は、その学部に関する校務をつかさどる。

##### (副学部長)

第31条 本学の各学部に副学部長を置くことができる。

- 2 副学部長は、学部長の職務を助ける。

##### (学科長)

第32条 各学部の学科に学科長を置くことができる。

- 2 学科長は、その学科に関する事項を整理する。

##### (研究所の所長)

第33条 本学の各研究所に所長を置く。

- 2 所長は、その研究所に関する事項を掌理する。

##### (副所長)

第34条 本学の各研究所に副所長を置くことができる。

- 2 副所長は、所長の職務を助ける。

##### (病院長)

第35条 岡山大学病院に病院長を置く。

- 2 病院長は、岡山大学病院に関する事項を掌理する。

##### (副病院長)

第36条 岡山大学病院に副病院長を置くことができる。

2 副病院長は、病院長の職務を助ける。

(学部及び研究科附属の教育研究施設等の長)

第37条 本学の学部及び研究科附属の教育施設及び研究施設並びに研究所附属の研究施設にそれぞれ長を置く。

2 前項の教育施設及び研究施設の長は、当該学部長若しくは研究科長又は研究所長の命を受け、その施設に関する事項を処理する。

(学術研究院長)

第37条の2 学術研究院に学術研究院長を置き、学長をもって充てる。

2 学術研究院長は、学術研究院に関する事項を掌理する。

(全学センターのセンター長)

第38条 全学センターにそれぞれセンター長を置く。

2 全学センターのセンター長は、その所掌する施設に関する事項を掌理する。

(全学センターの副センター長)

第39条 全学センターに副センター長を置くことができる。

2 全学センターの副センター長は、センター長の職務を助ける。

第40条 削除

第41条 削除

(附属学校園の長)

第42条 附属学校に校長(幼稚園にあつては園長)を置く。

2 附属学校の校長及び園長は、教育学部長の命を受け、その学校及び園に関する事項を処理する。

(附属図書館の館長及び分館長)

第43条 附属図書館に館長を置き、分館に分館長を置く。

2 館長は、附属図書館に関する事項を掌理する。

3 分館長は、館長の命を受け、分館に関する事項を処理する。

(副館長)

第44条 附属図書館に副館長を置くことができる。

2 副館長は、館長の職務を助ける。

(機構長)

第45条 機構にそれぞれ機構長を置く。

2 機構長は、機構に関する事項を掌理する。

(副機構長)

第46条 機構に副機構長を置くことができる。

2 副機構長は、機構長の職務を助ける。

(事務組織)

第47条 本学に、事務組織を置く。

2 事務組織に、事務職員その他必要な職員を置く。

3 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める

(総合技術部)

第47条の2 本学に、総合技術部を置く。

2 総合技術部に関する事項は、別に定める。

(名誉教授)

第48条 本学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第5節 会議

### (部局連絡会)

第49条 本学に、円滑な大学運営に資するため、部局連絡会を置く。

2 部局連絡会に関し、必要な事項は、別に定める。

### (教授会等)

第50条 本学の各学部、大学院の各研究科、学術研究院の各学域、各研究所及び岡山大学病院にそれぞれ教授会を置く。

2 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

3 教授会は、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。

4 保健管理センター、環境管理センター、情報統括センター、グローバル人材育成院、地域総合研究センター、教師教育開発センター、中性子医療研究センター、自然生命科学研究所、生殖補助医療技術教育研究センター、グリーンイノベーションセンター、AI・数理データサイエンスセンター、教育推進機構、研究推進機構及び安全衛生推進機構に、教授会として運営委員会を置く。

5 教授会及び教授会としての運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第6節 教育内容等の改善のための組織的な研修等

### (組織的な研修等)

第51条 本学は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、全学及び学部等ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第7節 学生の定員等

### (収容定員等)

第52条 学部、学科等別収容定員等は、別表第1のとおりとする。

2 学部、学科等の特別な教育課程を編成する場合には、別表第1に定める入学定員の範囲内で、当該教育課程の学生募集を行うことができる。

3 前項の学生募集に関し、必要な事項は、学部において別に定める。

## 第3章 大学院

### 第1節 大学院の目的等

#### (大学院の目的)

第53条 岡山大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としたものは、専門職大学院とする。（自己評価等）

第54条 大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び第57条から第59条までの規定による修士課程、博士課程又は専門職学位課程の目的並びに社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について、大学院及び研究科ごとに自己評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければ

ならない。

- 3 第1項の自己評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、専門職学位課程にあつては、当該専門職学位課程の設置の目的に照らし、教員組織その他教育研究活動の状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。
- 5 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。  
(教育研究活動等の状況等の公表)

第55条 大学院に係る教育研究活動等の状況等の公表については、第12条の規定を準用する。

## 第2節 大学院の構成

(研究科、専攻、課程及び講座等)

第56条 大学院に置く研究科及び専攻並びにその課程の別は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
教育学研究科	教育科学専攻	修士課程
	教職実践専攻	専門職学位課程
社会文化科学研究科	国際社会専攻，日本・アジア文化専攻，人間社会文化専攻，法政理論専攻，経済理論・政策専攻，組織経営専攻	博士課程 (前期2年)
	社会文化学専攻	博士課程 (後期3年)
環境生命自然科学研究科	環境生命自然科学専攻	博士課程 (前期2年)
	環境生命自然科学専攻	博士課程 (後期3年)
保健学研究科	保健学専攻	博士課程 (前期2年)
	保健学専攻	博士課程 (後期3年)
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	修士課程
	薬科学専攻	博士課程 (前期2年)
	医歯薬学専攻	博士課程
	薬科学専攻	博士課程 (後期3年)
ヘルスシステム統合科学研究科	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (前期2年)
	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (後期3年)
法務研究科	法務専攻	専門職学位課程

- 2 社会文化科学研究科，環境生命自然科学研究科，保健学研究科，医歯薬学総合研究科（医歯薬学専攻を除く。）及びヘルスシステム統合科学研究科の博士課程は，前期2年の博士課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の博士課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱う。
- 3 法務研究科の課程は，第60条で定める法科大学院の課程とする。
- 4 教育学研究科の教職実践専攻の課程は，第60条の2で定める教職大学院の課程とする。
- 5 研究科に講座又はこれに代わる組織を置き，その種類その他必要な事項は，別に定める。
- 6 第1項から前項までに定めるもののほか，研究科に関し，必要な事項は，別に定める。

（修士課程）

第57条 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

（博士課程）

第58条 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（専門職学位課程）

第59条 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

（法科大学院の課程）

第60条 前条の専門職学位課程のうち，専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする課程は，当該課程に関し，法科大学院の課程とする。

（教職大学院の課程）

第60条の2 第59条の専門職学位課程のうち，専ら幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする課程は，当該課程に関し，教職大学院の課程とする。

（兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施）

第61条 兵庫教育大学大学院の連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては，本学，兵庫教育大学，上越教育大学，鳴門教育大学，滋賀大学及び岐阜大学が協力するものとする。

- 2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は，兵庫教育大学，上越教育大学，鳴門教育大学，滋賀大学及び岐阜大学の教員とともに，本学教育学研究科の教員が担当し，又は分担するものとする。

### 第3節 教員組織

（授業担当及び研究指導）

第62条 研究科の授業は，教授，准教授，講師又は助教が担当するものとする。

- 2 研究科の研究指導は，教授又は准教授が担当するものとする。ただし，研究科において必要があると認めるときは，講師又は助教に担当又は分担させることができる。

（研究科長）

第63条 各研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は，その研究科に関する校務をつかさどる。

（副研究科長）

第64条 各研究科に，副研究科長を置くことができる。

- 2 副研究科長は，研究科長の職務を助ける。

(専攻長)

第65条 各研究科の専攻に、専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

第4節 教育内容等の改善のための組織的な研修等  
(組織的研修等)

第66条 大学院は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、研究科ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5節 学生の定員等  
(収容定員等)

第67条 研究科専攻別収容定員等は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

2 研究科、専攻科等の特別な教育課程を編成する場合には、別表第2、別表第3及び別表第4に定める入学定員の範囲内で、当該教育課程の学生募集を行うことができる。

3 前項の学生募集に関し、必要な事項は、研究科において別に定める。

#### 第4章 雑則

(学則の改廃)

第68条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

2 前項の役員会の審議に先立ち、法人の経営に関する部分については経営協議会において、法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

#### 附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第13条及び第56条の規定にかかわらず、岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）第1条の規定により廃止される岡山大学学則（以下「旧学則」という。）及び岡山大学大学院学則（以下「旧大学院学則」という。）の規定により置かれた下表に掲げる岡山大学及び岡山大学大学院の学部及び学科並びに研究科及び専攻は、平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

学部又は研究科		学科又は専攻
岡山大学	文学部	人間学科，行動科学科，歴史文化学科，言語文化学科
	教育学部	小学校教員養成課程，中学校教員養成課程，特別教科（美術・工芸）教員養成課程
	法学部第二部	法学科
	経済学部第二部	経済学科
	薬学部	薬学科
	工学部	精密応用化学科
岡山大学大学院	文学研究科	人間学専攻，行動科学専攻，歴史文化学専攻，言語文化学専攻
	法学研究科	法務専攻，公共政策専攻，地域法政専攻
	経済学研究科	経済学専攻

医学研究科	生理系，病理系，社会医学系，内科系，外科系
歯学研究科	歯学専攻
文化科学研究科	人間社会文化学専攻，産業社会文化学専攻
自然科学研究科	物質科学専攻，生物資源科学専攻，システム科学専攻，知能開発科学専攻

- 3 前項の規定により存続する学部等における学生の教育に係る事項については，旧学則又は旧大学院学則の例によるものとする。
- 4 旧学則第20条の規定に定める第二部主事は，法学部第二部及び経済学部第二部が存続する間，それぞれ置くものとする。
- 5 別表第1の規定にかかわらず，平成24年度から令和10年度までの学部学科等別の収容定員及び入学定員は，次の各号に掲げる表のとおりとする。

一 収容定員

学 部	学 科 等	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	
文学部	人文学科	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	
	計	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	
教育学部	学校教育教員養成課程	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	養護教諭養成課程	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	
	計	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	
法学部	法学科																		
	昼間コース	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	
	夜間主コース	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	
	計	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	
経済学部	経済学科																		
	昼間コース	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	
	夜間主コース	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	
	計	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	
理学部	数学科	80	80	80	80	80	80	80	80	80	89	98	98	98	98	98	98	98	
	物理学科	140	140	140	140	140	140	140	140	140	148	156	156	156	156	156	156	156	
	化学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	125	130	130	130	130	130	130	130	
	生物学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	125	130	130	130	130	130	130	130	
	地球科学科	100	100	100	100	100	100	100	100	100	103	106	106	106	106	106	106	106	
		40	40	40	40	40	40	40	40	40	20								
		計	600	600	600	600	600	600	600	600	600	610	620	620	620	620	620	620	620
医学部	医学科	662	682	702	712	715	715	712	709	706	703	700	694	682	670	658	646	634	
	保健学科																		
	看護学専攻	340	340	340	340	340	340	340	340	340	330	320	320	320	320	320	320	320	
	放射線技術科学専攻	170	170	170	170	170	170	170	170	170	165	160	160	160	160	160	160	160	
	検査技術科学専攻	170	170	170	170	170	170	170	170	170	165	160	160	160	160	160	160	160	
	計	1,342	1,362	1,382	1,392	1,395	1,395	1,392	1,389	1,386	1,363	1,340	1,334	1,322	1,310	1,298	1,286	1,274	
歯学部	歯学科	336	329	322	315	308	308	308	308	313	313	313	313	313	313	313	313	313	
	計	336	329	322	315	308	308	308	308	313	313	313	313	313	313	313	313	313	
薬学部	薬学科	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	
	創薬科学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	
	計	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	
工学部	工学科										610	1,220	1,860	2,530	2,560	2,590	2,620	2,620	
	従 前 の 学	機械システム系学科	320	480	640	640	640	640	640	640	640	480	320	160					
		電気通信系学科	200	300	400	400	400	400	400	400	400	300	200	100					
		情報系学科	120	180	240	240	240	240	240	240	240	180	120	60					
		化学生命系学科	280	420	560	560	560	560	560	560	560	420	280	140					
		機械工学科	160	80															

	科	物質応用化学科	120	60																
		電気電子工学科	120	60																
		情報工学科	120	60																
		生物機能工学科	160	80																
		システム工学科	160	80																
		通信ネットワーク工学科	80	40																
		計	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	計	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	2,050	2,200	2,350	2,530	2,560	2,590	2,620	2,620		
環境理工学部	従前の学部	環境数理工学科	80	80	80	80	80	80	80	80	80	60	40	20						
		環境デザイン工学科	200	200	200	200	200	200	200	200	200	150	100	50						
		環境管理工学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	120	80	40						
		環境物質工学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	120	80	40						
		計	600	600	600	600	600	600	600	600	600	450	300	150						
農学部	総合農業科学科	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480		
	計	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480		
		9,358	9,371	9,384	9,387	9,383	9,383	9,380	9,377	9,379	9,366	9,353	9,347	9,365	9,383	9,401	9,419	9,407		

## 二 入学定員

学部	学科等	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
文学部	人文学科	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
	計	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
教育学部	学校教育教員養成課程	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
	養護教諭養成課程	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	計	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280
法学部	法学科 昼間コース	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205
	夜間主コース	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	計	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225
経済学部	経済学科 昼間コース	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205
	夜間主コース	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245
理学部	数学科	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	物理学科	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
	化学科	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	生物学科	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	地球科学科	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25

	計	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
医学部	医学科	115	115	115	115	115	115	112	112	112	112	112	109	100	100	100	100	100
	保健学科 看護学専攻	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	放射線技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	検査技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	275	275	275	275	275	275	272	272	272	272	272	269	260	260	260	260	260
歯学部	歯学科	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
	計	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
薬学部	薬学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	創薬科学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
工学部	工学科										610	610	610	640	640	640	640	640
	機械システム系学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160								
	電気通信系学科	100	100	100	100	100	100	100	100	100								
	情報系学科	60	60	60	60	60	60	60	60	60								
	化学生命系学科	140	140	140	140	140	140	140	140	140								
	計	460	460	460	460	460	460	460	460	460	610	610	610	640	640	640	640	640
環境理工学部	環境数理学科	20	20	20	20	20	20	20	20	20								
	環境デザイン工学科	50	50	50	50	50	50	50	50	50								
	環境管理工学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40								
	環境物質工学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40								
	計	150	150	150	150	150	150	150	150	150								
農学部	総合農業科学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	計	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
合計		2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,195	2,195	2,195	2,195	2,195	2,192	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213

6 別表第2の規定にかかわらず、平成30年度から平成31年度までの研究科専攻別(法務研究科及び教育学研究科教職実践専攻を除く。)の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程		前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程		
		博士前期課程		博士後期課程		
		収容定員		収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度	
教育学研究科	教育科学専攻	37	74	—	—	
	従前の専攻	学校教育学専攻	6	—	—	—
		発達支援学専攻	9	—	—	—
		教科教育学専攻	47	—	—	—
		教育臨床心理学専攻	8	—	—	—

	計	107	74	—	—	
社会文化科学研究科	国際社会専攻	14	28	—	—	
	日本・アジア文化専攻	12	24	—	—	
	人間社会文化専攻	30	60	—	—	
	法政理論専攻	15	30	—	—	
	経済理論・政策専攻	6	12	—	—	
	組織経営専攻	25	22	—	—	
	社会文化学専攻	—	—	36	36	
	従前の 専攻	社会文化基礎学専攻	27	—	—	—
		比較社会文化学専攻	40	—	—	—
		公共政策科学専攻	19	—	—	—
	計	188	176	36	36	
自然科学研究科	数理物理学専攻	76	76	26	22	
	分子科学専攻	48	48	—	—	
	生物科学専攻	44	44	—	—	
	地球科学専攻	32	32	—	—	
	機械システム工学専攻	196	196	—	—	
	電子情報システム工学専攻	180	180	—	—	
	応用化学専攻	100	100	19	17	
	地球惑星物質科学専攻	—	—	20	20	
	地球生命物質科学専攻	—	—	45	39	
	学際基礎科学専攻	—	—	10	20	
	産業創成工学専攻	—	—	60	57	
	従前の 専攻	生命医用工学専攻	57	—	20	10
		計	733	676	200	185
	保健学研究科	保健学専攻	52	52	30	30
計		52	52	30	30	
環境生命科学研究所	社会基盤環境学専攻	60	60	—	—	
	生命環境学専攻	46	46	—	—	
	資源循環学専攻	86	86	—	—	
	生物資源科学専攻	50	50	—	—	
	生物生産科学専攻	76	76	—	—	
	環境科学専攻	—	—	66	66	
	農生命科学専攻	—	—	60	60	
	計	318	318	126	126	
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	40	40	—	—	
	薬科学専攻	77	74	29	28	
	生体制御科学専攻	—	—	100	100	
	病態制御科学専攻	—	—	248	248	
	機能再生・再建科学専攻	—	—	112	112	
	社会環境生命科学専攻	—	—	52	52	
	計	117	114	541	540	
ヘルスシステム統	ヘルスシステム統合科学専攻	80	160	16	32	

合科学研究科	計	80	160	16	32
合 計		1,595	1,570	949	949

7 別表第3の規定にかかわらず，平成29年度から平成30年度までの法務研究科の収容定員は，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	法科大学院課程	
		収容定員	
		平成29年度	平成30年度
法務研究科	法務専攻	84	78
	計	84	78
合 計		84	78

8 別表第4の規定にかかわらず，平成30年度の教育学研究科教職実践専攻の収容定員は，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	
		平成30年度	
教育学研究科	教職実践専攻	65	
	計	65	
合 計		65	

#### 附 則

- この学則は，平成17年4月1日から施行する。
- 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず，医歯学総合研究科の教授会は，平成17年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず，保健学研究科（修士課程）及び医歯学総合研究科は，平成17年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず，自然科学研究科の分子・生物科学専攻，薬品科学専攻，医療薬学専攻，環境システム学専攻，環境保全工学専攻，数理電子科学専攻，基盤生産システム科学専攻，物質分子科学専攻，生体機能科学専攻，生命分子科学専攻，資源管理科学専攻，地球・環境システム科学専攻及びエネルギー転換科学専攻は，平成17年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 第3項及び第4項の規定により存続する研究科における学生の教育に係る事項については，従前の例によるものとする。

#### 附 則

- この学則は，平成18年4月1日から施行する。
- 改正後の第13条の規定にかかわらず，教育学部総合教育課程及び薬学部総合薬学科は，平成18年3月31日に在学する学生が当該課程又は学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず，文化科学研究科の教授会は，平成18年

- 3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、文化科学研究科は、平成18年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
  - 5 第2項及び前項の規定により存続する課程及び学科並びに研究科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条の規定にかかわらず、特殊教育特別専攻科は、平成19年3月31日に在学する学生が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻、障害児教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育専攻、技術教育専攻、家政教育専攻、英語教育専攻、養護教育専攻、学校教育臨床専攻、カリキュラム開発専攻及び教育組織マネジメント専攻は、平成20年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の地球物質科学専攻は、平成21年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科創薬生命科学専攻（前期2年の博士課程）は、平成22年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、工学部の機械工学科、物質応用化学科、電気電子工学科、情報工学科、生物機能工学科、システム工学科及び通信ネットワーク工学科は、平成23年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する学科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、環境学研究科の教授会は、平成24年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、環境学研究科は、平成24年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の物質生命工学専攻、生物資源科学専攻、生物圏システム科学専攻、先端基礎科学専攻、機能分子化学専攻及びバイオサイエンス専攻並びに医歯薬学総合研究科の創薬生命科学専攻は、平成24年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 前2項の規定により存続する研究科及び専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年1月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第27条及び第50

条は、平成27年1月1日から施行する。

2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の博士前期課程及び博士後期課程の化学生命工学専攻は、それぞれ、平成27年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育学専攻、発達支援学専攻、教科教育学専攻及び教育臨床心理学専攻並びに社会文化科学研究科の社会文化基礎学専攻、比較社会文化学専攻及び公共政策科学専攻並びに自然科学研究科の生命医用工学専攻は、それぞれ、平成30年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、工学部の機械システム系学科、電気通信系学科、情報系学科及び化学生命系学科は、それぞれ、令和5年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、工学部の機械システム系学科、電気通信系学科、情報系学科及び化学生命系学科の3年次編入学は、令和4年度まで実施するものとする。

4 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、環境理工学部並びに環境数理学科、環境デザイン工学科、環境管理工学科及び環境物質工学科は、それぞれ、令和3年3月31日に在学する学生が当該学部及び学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

5 第2項及び前項の規定により存続する学部及び学科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する自然科学研究科博士前期課程の数理物理科学専攻、分子科学専攻、生物科学専攻、地球科学専攻、機械システム工学専攻、電子情報システム工学専攻、応用化学専攻、博士課程の地球惑星物質科学専攻、博士後期課程の数理物理科学専攻、地球生命物質科学専攻、学際基礎科学専攻、産業創成工学専攻及び応用化学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する環境生命科学研究科博士前期課程の社会基盤環境学専攻、生命環境学専攻、資源循環学専攻、生物資源科学専攻、生物生産科学専攻、博士後期課程の環境科学専攻及び農生命科学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する医歯薬学総合研究科博士課程の生体制御科学専攻、病態制御科学専攻、機能再生・再建科学専攻、社会環境生命科学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 前3項の規定により存続する研究科及び専攻における学生の教育に係る事項については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、令和5年4月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1（第52条関係）

学 部	学 科 等	収容定員	入学定員	編入学定員
文学部	人文学科	700	175	
	計	700	175	
教育学部	学校教育教員養成課程	1,000	250	
	養護教諭養成課程	120	30	
	計	1,120	280	
法学部	法学科			
	昼間コース	820	205	
	夜間主コース	80	20	
	計	900	225	
経済学部	経済学科			
	昼間コース	820	205	
	夜間主コース	160	40	
	計	980	245	
理学部	数学科	98	20	9
	物理学科	156	35	8
	化学科	130	30	5
	生物学科	130	30	5
	地球科学科	106	25	3
	計	620	140	30
医学部	医学科	625	100	5
	保健学科			
	看護学専攻	320	80	
	放射線技術科学専攻	160	40	
	検査技術科学専攻	160	40	
	計	1,265	260	5
歯学部	歯学科	313	48	5
	計	313	48	5
薬学部	薬学科	240	40	
	創薬科学科	160	40	
	計	400	80	
工学部	工学科	2,620	640	30
	計	2,620	640	30
農学部	総合農業科学科	480	120	
	計	480	120	
合 計		9,398	2,213	70

備考 1 理学部及び工学部の編入学定員は、第3年次編入学定員である。

2 医学部医学科及び歯学部の編入学定員は、第2年次編入学定員である。

別表第2（第67条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程	
		博士前期課程 収容定員	博士前期課程 入学定員	博士後期課程 収容定員	博士後期課程 入学定員
教育学研究科	教育科学専攻 計	人	人	人	人
		74	37	—	—
		74	37	—	—
社会文化科学研究科	国際社会専攻	28	14	—	—
	日本・アジア文化専攻	24	12	—	—
	人間社会文化専攻	60	30	—	—
	法政理論専攻	30	15	—	—
	経済理論・政策専攻	12	6	—	—
	組織経営専攻	22	11	—	—
	社会文化学専攻	—	—	36	12
	計	176	88	36	12
環境生命自然科学 学研究科	環境生命自然科学専攻 計	1002	501	288	96
		1002	501	288	96
保健学研究科	保健学専攻 計	52	26	30	10
		52	26	30	10
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	40	20	—	—
	薬科学専攻	74	37	18	6
	医歯薬学専攻	—	—	512	128
	計	114	57	530	134
ヘルスシステム 統合科学研究科	ヘルスシステム統合 科学専攻 計	160	80	48	16
		160	80	48	16
合	計	1,578	789	932	268

別表第3（第67条関係）

研究科名	専攻名	法科大学院の課程	
		収容定員	入学定員
法務研究科	法務専攻 計	人	人
		72	24
		72	24
合	計	72	24

別表第4（第67条関係）

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	入学定員
教育学研究科	教職実践専攻 計	人	人
		90	45
合	計	90	45

# 岡山大学工学部規程（案）

〔 令和3年4月1日  
岡大工規程第1号 〕

改正 令和5年3月9日規程第2号  
令和 年 月 日規程第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大則第1号。以下「管理学則」という。）及び岡山大学学則（平成16年岡大則第2号。以下「学則」という。）の規定に基づき、岡山大学工学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（本学部の目的）

第2条 本学部は、幅広い視野をもち、社会課題を発見・把握し、主体的に解決できる創造的な工学系人材を養成することを目的とする。

（自己評価等）

第3条 本学部は、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

（教育研究等の状況の公表）

第4条 本学部は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表するとともに、刊行物、ホームページ等への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

（組織的研修等）

第5条 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施するものとする。

（学科・系・コース）

第6条 本学部に次の学科、系及びコースを置く。

学 科	系	コ ー ス
工学科	機械システム系	機械工学コース ロボティクス・知能システムコース
	環境・社会基盤系	都市環境創成コース 環境マネジメントコース
	情報・電気・数理データサイエンス系	情報工学コース ネットワーク工学コース エネルギー・エレクトロニクスコース 数理データサイエンスコース
	化学・生命系	応用化学コース 生命工学コース

2 前項に掲げるコースへの配属は、2年次第1学期に決定する。なお、決定方法については別に定める。

(情報工学先進コース及び募集人員)

第6条の2 管理学則第52条第3項の規定に基づき、本学部工学科に特別な教育課程として、情報工学先進コースを置き、募集人員40人により学生募集を行う。

2 前項に掲げるコースへの配属は、前条第2項の規定に関わらず、入学時に決定する。

(副学部長)

第7条 本学部に副学部長を置く。

2 副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(系長)

第8条 本学部に系長を置き、系に関する事項を掌理する。

(コース長)

第9条 本学部のコースにコース長を置く。

2 コース長に関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成等)

第10条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

2 本学部の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、別表に掲げる授業科目以外の授業科目を特別に開講することがある。

4 第2項の授業科目は、必修科目及び選択科目に分け、その履修方法、配当年次等は別に定める。

(授業時間割の公開)

第11条 授業科目及び授業担当教員名は、学年の始めに公示する。ただし、科目によっては、学期の始め又は必要に応じて学期の中途に公示する場合がある。

(授業の方法)

第12条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学部において教育上有益と認めた場合は、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

3 本学部において教育上有益と認めた場合は、第1項の授業を、外国において履修させることがある。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位の計算方法)

第13条 授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

二 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

三 特別研究については、それに必要な学修等を考慮して、10単位とする。

2 一の授業科目について講義、演習、実験又は実習の二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算は、前項各号に規定する基準を考慮して別に定める。

(履修手続)

第14条 学生は、履修しようとする授業科目について第1学期及び第3学期の始めの指定する期日までに、所定の手続を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第11条ただし書の規定に基づき第2学期又は第4学期の始め若しくは中途に公示した授業科目を履修しようとする場合は、個別に指定する期日までに、所定の手続を行わなければならない。

3 前2項の期限内に手続が完了できない特別の理由が生じた場合は、アドバイザー又は指導

教員に承認を得て願い出ることができる。

- 4 他学部、他系又は他コースの授業科目を履修しようとするときは、所定の手続きにより、本学部長に願い出なければならない。
- 5 他の大学（外国の大学を含む。）又は他の短期大学（外国の短期大学を含む。）の授業科目を履修しようとするときは、所属するコース（コースに所属していない場合は、所属する系）の承認を得て、所定の様式により本学部長に願い出るものとし、当該大学又は当該短期大学との協議の成立が得られたものについて、許可するものとする。
- 6 短期大学又は高等専門学校の特攻科における授業科目を履修しようとするときは、所属するコース（コースに所属していない場合は、所属する系）の承認を得て、所定の様式により本学部長に願い出るものとする。

（成績評価基準等の明示）

第15条 各授業における授業の方法、内容、1年間の授業の計画及び成績評価基準については、講義要覧等により学年の始めに公表する。

（試験及び単位認定）

第16条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に照らし、試験の成績等により、授業担当教員が行うものとする。ただし、第14条第5項又は第6項の規定に基づき履修した単位の認定は、当該大学等の発行した単位修得証明書等により教授会で行うものとする。

2 前項のほか、文部科学大臣が定める学修を別に定めるところにより、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を認定することがある。

3 病気その他止むを得ない理由により、試験を受けることができなかつた者には、追試験を行い、単位を認定することがある。

（入学前の既修得単位の認定）

第17条 学生が本学部に入學する前に、他の大学（外国の大学を含む。）若しくは短期大学（外国の短期大学を含む。）での履修により修得した単位又は短期大学（外国の短期大学を含む。）若しくは高等専門学校の専攻科での学修により修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学部における授業科目の履修と見なし、単位を認定することがある。

（特別研究）

第18条 特別研究の申請は、第14条第1項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

2 特別研究の申請資格については、各コースの定めるところによる。

3 特別研究の単位の認定は、第16条第1項の規定にかかわらず、研究業績の判定及び口頭試験によって行う。ただし、口頭試験は、省略することがある。

（卒業の要件）

第19条 卒業要件は、4年以上在學し、別に定めるところにより、教養教育科目及び専門教育科目を合わせ126単位以上修得することとする。

（第3年次編入学）

第20条 学則第25条の規定により、第3年次に編入学することができる。

（学士入学）

第21条 学士入学を志願する者がある場合は、選考の上、教授会の議を経て許可することができる。

（転学）

第22条 他の大学に在學している者で転入学を志願している者がある場合は、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

2 他大学への転学を志願する者は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(編入学)

第23条 編入学を志願する者がある場合は、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

(転学部等)

第24条 本学部内の転系、転コース、他学部からの転学部等を志願している者がある場合は、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

2 転学部等の取扱いについては、別に定める。

(在学期間の通算及び既修得単位の認定)

第25条 第20条から前条までの規定により入学又は転学部等を許可された者の在学期間の通算(第3年次編入学を除く。)及び既修得単位の認定は、教授会において行う。

2 学則第30条第2項及び第3項の規定による科目等履修生としての学修期間の修業年限への通算については、別に定める。

(教育職員免許状)

第26条 本学部において取得することができる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	系・コース	教育職員免許状の種類	免許教科
工学科	機械システム系	高等学校教諭一種免許状	工 業
	環境・社会基盤系	高等学校教諭一種免許状	工 業
	情報・電気・数理データサイエンス系	高等学校教諭一種免許状	情 報
		高等学校教諭一種免許状	工 業
		高等学校教諭一種免許状	数 学
		中学校教諭一種免許状	数 学
化学・生命系	高等学校教諭一種免許状	工 業	
情報工学先進コース	高等学校教諭一種免許状	情 報	

(科目等履修生)

第27条 本学の学生以外の者で、本学部の授業科目について、履修を志願する者があるときは、本学部の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第28条 他大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)の学生で、本学部の授業科目について聴講を志願する者があるときは、当該大学又は当該短期大学との協議に基づき、本学部の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の取扱いについては、別に定める。

(委託生)

第29条 公の機関等からその所属職員につき、聴講科目若しくは研究事項を定め、又は研修について委託の願い出があるときは、教授会の議を経て委託生として入学を許可することがある。

(研究生)

第30条 本学において、特定事項の研究を志願する者があるときは、教授会の議を経て研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の取扱いについては、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、岡山大学工学部規程等を廃止する規程（令和3年岡大工学部規程第1号）により廃止された岡山大学工学部規程（平成16年岡大工規程第1号）の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表機械システム系の表中知的システム最適化に係る改正規定は、令和4年度以前の入学生については適用しない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

教養教育科目

○学部共通

授 業 科 目	単 位
(導入教育)	
(知的理解)	
「現代と社会」	
「現代と生命」	
「現代と自然」	
(実践知・感性)	
実践知	
芸術知	
(汎用的技能と健康)	
※ 情報教育	
キャリア教育	
健康・スポーツ科学	
アカデミック・ライティング	
(言語)	
英語	
ドイツ語	
フランス語	
中国語	
韓国語	
ロシア語	
スペイン語	
イタリア語	
日本語	
(高年次教養)	
工学倫理	1
機械システム系概論	0.5
環境・社会基盤系概論	0.5
情報・電気・数理データ	
サイエンス系概論	0.5
化学・生命系概論	0.5
※開講授業科目及びその単位については、全学教育・学生支援機構基幹教育センター長が学年の始めに公示する。	

専門教育科目

専門基礎科目

○学部共通

授 業 科 目	単 位
微分積分	2
線形代数	2
工学基礎実験実習	2
工学安全教育	1
専門英語	2
物理学基礎(力学)	2
物理学基礎(電磁気学)	2
化学基礎	2
生物学基礎	2
プログラミング	2
微分方程式	2
数理・データサイエンス(発展)	1

## ○機械システム系

授 業 科 目	単 位
(系科目)	
フーリエ・ラプラス変換	2
ベクトル・複素解析	2
機械工作実習Ⅰ	1
機械工作実習Ⅱ	1
基本機械システム製図	2
振動工学	2
材料力学Ⅰ	2
機械工作法	2
熱力学Ⅰ	2
流体力学Ⅰ	2
電子回路	2
システム制御Ⅰ	2
技術表現法	1
機械システム工学セミナーⅠ	1
機械システム工学セミナーⅡ	1
機械システム工学総合実習	4
特別研究	10
重積分	1
偏微分方程式	1
工業力学	2
機械加工学	2
生産システム学	2
計測工学	2
ロボティクス基礎	1
インターンシップ(長期)	2
インターンシップ(短期)	1
実践コミュニケーション論	2
(コース科目)	
創成プロジェクト	2
創造工学実験	5
機械工学英語	2
材料力学Ⅱ	2
熱力学Ⅱ	2
流体力学Ⅱ	2
材料工学	2
機械設計学	2
機構デザイン学	2
特殊加工学	2
伝熱学	2
メカニカルデザイン基礎	2
数値シミュレーション	2
材料応用学	1
塑性工学	1
潜熱移動学	1
エネルギー工学	1
CAD	1
システム工学総合Ⅰ	2
システム工学総合Ⅱ	4
工学実践英語Ⅰ	1
工学実践英語Ⅱ	1
デジタル回路	2
システムCAD	1
ロボット機構学	1
メカトロニクス基礎Ⅰ	1
メカトロニクス基礎Ⅱ	1
ロボットビジョン	1
システム制御Ⅱ	1

授 業 科 目	単 位
知的システム最適化	1
エネルギー環境システム基礎論	1
認知工学	2
知的制御システム	1
知能ロボット運用論	1
オペレーションズ・リサーチⅠ	1
オペレーションズ・リサーチⅡ	1
オペレーションズ・リサーチⅢ	1
メカトロニクス応用	1
移動ロボット学	1
ロボットダイナミクス	2
インターフェイス設計学	1
(教科に関する科目)	
工業概論	2
職業指導概説	2

## ○環境・社会基盤系

授 業 科 目	単 位
(系科目)	
測量学Ⅰ及び実習	3
測量学Ⅱ及び実習	3
環境物理化学	1
環境化学	1
構造力学Ⅰ及び演習	3
構造力学Ⅱ	2
土質力学Ⅰ及び演習	3
土質力学Ⅱ	2
水理学及び演習	3
キャリア形成論	1
インターンシップ(長期)	2
インターンシップ(短期)	1
技術表現法	1
実践コミュニケーション論	2
特別研究	10
(コース科目)	
工業数学Ⅰ	2
工業数学Ⅱ	2
数値解析及び演習	2
CAD及びIOT技術	1
振動学及び演習	3
鋼構造設計学及び演習	3
コンクリート構造設計学Ⅰ及び演習	3
コンクリート構造設計学Ⅱ	2
構造材料学	2
建設施工学	2
景観論	2
都市・地域計画学	2
交通まちづくり計画学	2
計画教理	2
道路政策論	1
都市解析学	2
計画学演習	1
土質試験法及び実験	1
材料試験法及び実験	1
水理設計学及び演習	3
水理計測法及び実験	1
河川環境学	2
地下水工学	2
環境水理学	2
水質学	2
水道工学	1
下水道工学	1
環境衛生学実験	1
建築設計	4
建築製図	3
インテリア計画	2
建築計画学及び演習	3
建築史	2
建築法規	2
建築環境工学	2
建築設備	2
都市環境計画学	2
環境マネジメントコース演習	2
分野演習	1
土壌科学概論	2
植生管理学	2

授 業 科 目	単 位
水生動物学	2
土壌物理学	2
生産基盤管理学	2
流域水文学	2
水資源利用学	2
水文環境管理学	2
環境施設設計学	2
農村計画学	2
農村整備学	2
環境生物学実験	1
土壌環境実験	1
水利実験	1
環境材料学実験	1
環境と生物	2
土壌の物質移動学	2
水利設計学	2
環境気象学	2
実践型水辺環境学及び演習Ⅰ	2
実践型水辺環境学及び演習Ⅱ	2
土壌圏管理学	2
環境施設材料学	2
環境施設管理学	2
公共財管理論	2
環境影響評価学	2
廃棄物マネジメント	2
(教科に関する科目)	
工業概論	2
職業指導概説	2

○情報・電気・数理データサイエンス系

授 業 科 目	単 位
(系科目)	
技術表現法	1
特別研究	10
統計データ解析基礎	2
フーリエ解析・ラプラス変換	2
数値計算法	2
情報理論	2
実践コミュニケーション論	2
(コース科目)	
データ構造とアルゴリズム	2
回路理論A	2
微分積分B	1
UNIXプログラミング	2
キャリア形成	1
ベクトル解析 (NE・EE)	2
線形代数B	1
論理回路	2
電磁気学A	2
回路理論B	2
コンピュータ数学	2
回路過渡解析	2
電子回路A	2
通信工学	2
伝送線路	2
複素解析	2
電子物性工学基礎	2
パルス・デジタル回路	2
デジタル信号処理 (NE・EE)	1
電子計測	2
電波工学	1
インターンシップ (NE・EE) (長期)	2
インターンシップ (NE・EE) (短期)	1
グラフ理論 (情報)	2
プログラミング演習 1	1
プログラミング演習 2	1
コンピュータハードウェア	2
応用解析	2
オペレーティングシステム	2
コンピュータアーキテクチャ I	2
システムプログラミング 1	1
システムプログラミング 2	1
応用数学	2
プログラミング技法	2
プログラミング言語	2
人工知能	2
知識工学	2
情報工学実験 A (ハードウェア)	3
ソフトウェア設計	2
情報ネットワーク論	2
コンパイラ	2
情報工学実験 B (メディア処理)	3
並列分散処理	2
情報工学実験 C (ソフトウェア)	3
パターン認識と学習	1
計算機数学	1
数理論理学	1
コンピュータアーキテクチャ II	2
画像処理	2
論理設計	1
オブジェクト指向言語	2
データベース	2
情報セキュリティ	2
応用線形代数	2
オートマトンと言語理論	2
言語解析論	1
インターンシップ (情報) (長期)	2
インターンシップ (情報) (短期)	1
アルゴリズムと計算量	1
デジタル信号処理 (情報)	2
ソフトウェア工学	1
映像メディア処理	1
情報化における職業 1	1
情報化における職業 2	1
ネットワーク工学実験 A	2
コンピュータネットワーク A	2
ネットワーク工学実験 B	2
画像工学	2
コンピュータアーキテクチャ	2

授 業 科 目	単 位
ネットワークプログラミング実験	2
マルチメディア工学	2
モバイル通信	2
コンピュータネットワーク B	2
オブジェクト指向プログラミング	2
セキュリティ概論	2
セキュリティ実践論	2
確率統計論	2
グラフ理論 (NE)	2
ハードウェアセキュリティ実験	1
情報化社会と技術	2
電磁気学 B	2
エネルギー・エレクトロニクス実験 A	2
電気機器学 A	2
エネルギー・エレクトロニクス実験 B	2
電子回路 B	2
電力・モータ実験	2
電気機器学 B	2
電子物性工学	2
制御工学 A	2
電力系統工学 A	2
半導体・デバイス工学	2
オプトエレクトロニクス	2
電気電子材料学	2
制御工学 B	2
電力系統工学 B	2
パワーエレクトロニクス	2
電力発生工学	2
電気法規・施設管理	2
電気設計学	2
微分積分統論及び演習 1	2
微分積分統論及び演習 2	2
線形代数統論及び演習 1	2
線形代数統論及び演習 2	2
数理プログラミング 1	1
数理プログラミング 2	1
統計データ解析演習 1	1
統計データ解析演習 2	1
データ活用基礎	2
データ活用実践演習	2
機械学習入門	2
離散数学入門	2
ベクトル解析 (数理)	2
複素関数論	2
代数系の基礎	2
代数系の応用	2
幾何学基礎	2
常微分方程式と数理モデル	2
偏微分方程式とその応用	2
数理モデリング	2
非線形現象モデリング	2
数値シミュレーション基礎	2
数値シミュレーション応用	2
データ駆動計算基礎	2
データ駆動計算応用	2
数理統計学	2
ベイズ統計基礎	2
統計モデリング	2
最適化理論	2
多変量データ解析 A	2
多変量データ解析 B	2
計算統計学 A	2
計算統計学 B	2
確率モデル論	2
確率過程論入門	2
データ管理方法論	2
数理モデリング特論 A	1
数理モデリング特論 B	1
統計データ解析特論 A	1
統計データ解析特論 B	1
インターンシップ (長期)	2
インターンシップ (短期)	1
(教科に関する科目)	
工業概論	2
職業指導概説	2

## ○化学・生命系

授 業 科 目	単 位
(系科目)	
無機化学 1	2
物理化学 1	2
有機化学 1	2
生化学 1	2
化学・生命系実験 1	1
化学・生命系実験 2	1
無機化学 2	2
物理化学 2	2
有機化学 2	2
生化学 2	2
分析化学	2
量子化学	2
化学工学 1	2
工業材料 1	2
機器分析	2
高分子化学 1	2
化学・生命系英語 1	1
化学・生命系英語 2	1
技術表現法	1
機能分子化学	2
インターンシップ (長期)	2
インターンシップ (短期)	1
実践コミュニケーション論	2
特別演習	4
特別研究	10
(コース科目)	
無機化学 3	2
物理化学 3	2
有機化学 3	2
生化学 3	2
生化学 4	2
無機化学 4	2
無機化学 5	2
無機工業化学	1
物理化学 4	2
化学工学 2	2
化学工学 3	1
化学工学 4	1
化学装置設計製図	1
有機化学 4	2
有機化学 5	2
有機工業化学	1
工業材料 2	1
高分子化学 2	1
高分子化学 3	1
応用化学実験 1	2
応用化学実験 2	2
応用化学各論 1	0.5
応用化学各論 2	0.5
応用化学各論 3	0.5
応用化学各論 4	0.5
応用化学各論 5	0.5
応用化学各論 6	0.5
生命工学実験 1	2
生命工学実験 2	2
遺伝子工学	1
蛋白質工学	1
分子生物学	1

授 業 科 目	単 位
バイオナノテクノロジー	1
細胞工学	1
生命工学各論 1	0.5
生命工学各論 2	0.5
生命工学各論 3	0.5
生命工学各論 4	0.5
(教科に関する科目)	
工業概論	2
職業指導概説	2

## ○情報工学先進コース

授 業 科 目	単 位
(コース科目 (A群) )	
情報工学入門	1
情報工学探究	2
統計データ解析基礎	2
情報理論	2
技術表現法	1
フーリエ解析・ラプラス変換	2
数値計算法	2
実践コミュニケーション論	2
(コース科目 (B群) )	
実践プログラミング	2
データ構造とアルゴリズム	2
グラフ理論 (情報)	2
プログラミング演習 1	1
プログラミング演習 2	1
コンピュータハードウェア	2
応用解析	2
オペレーティングシステム	2
コンピュータアーキテクチャ I	2
システムプログラミング 1	1
システムプログラミング 2	1
応用数学	2
プログラミング技法	2
プログラミング言語	2
人工知能	2
知識工学	2
情報工学実験 A (ハードウェア)	3
ソフトウェア設計	2
情報ネットワーク論	2
コンパイラ	2
情報工学実験 B (メディア処理)	3
並列分散処理	2
情報工学実験 C (ソフトウェア)	3
特別研究	10
パターン認識と学習	1
計算機数学	1
数理論理学	1
コンピュータアーキテクチャ II	2
論理設計	1
画像処理	2
オブジェクト指向言語	2
データベース	2
情報セキュリティ	2
応用線形代数	2
オートマトンと言語理論	2
言語解析論	1
インターンシップ (情報) (長期)	2
インターンシップ (情報) (短期)	1
アルゴリズムと計算量	1
デジタル信号処理 (情報)	2
ソフトウェア工学	1
映像メディア処理	1
情報化における職業 1	1
情報化における職業 2	1
(教科に関する科目)	
工業概論	2
職業指導概説	2

## 変更事項を記載した書類

### 1 国立大学法人岡山大学管理学則（令和6年度の工学部定員30名増に伴う関係条項の変更）

#### ① 変更の事由

工学部工学科の入学定員を令和6年度から30名増とすること、及び関連する所要の規定整備のため。また、学部、学科等及び研究科、専攻等において特別な教育課程を編成して学生募集を行うことができるようにするため。

#### ② 変更点

第52条第2項、第3項及び第67条第2項、第3項に特別な教育課程（情報工学先進コース）の学生募集に関することを規定した。また、工学部工学科の入学定員の増加について附則に規定した。併せて、収容定員の経過措置について規定した。

### 2 岡山大学工学部規程

#### ① 変更の事由

情報工学先進コース設置に係る規定の整備のため。

#### ② 変更点

第6条の2に情報工学先進コースの設置及び募集人員を規定した。また、第26条及び別表に情報工学先進コースを追加した。

- 1 記号番号 岡大学則第 号  
 2 制定年月日 令和 年 月 日  
 3 制定者 岡山大学長 那須 保友  
 4 改正理由 1 工学部工学科の入学定員を令和6年度から30名増とすること、及び関連する所要の規定整備のため。  
 2 学部、学科等及び研究科、専攻等において特別な教育課程を編成して学生募集を行うことができるようにするため。

国立大学法人岡山大学管理学則の一部改正新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第51条 (略)</p> <p>(收容定員等)</p> <p>第52条 学部、学科等別收容定員等は、別表第1のとおりとする。  <u>2 学部、学科等の特別な教育課程を編成する場合には、別表第1に定める入学定員の範囲内で、当該教育課程の学生募集を行うことができる。</u>  <u>3 前項の学生募集に関し、必要な事項は、学部において別に定める。</u></p> <p>第53条～第67条 (略)</p> <p>(收容定員等)</p> <p>第67条 研究科専攻別收容定員等は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。  <u>2 研究科、専攻科等の特別な教育課程を編成する場合には、別表第2、別表第3及び別表第4に定める入学定員の範囲内で、当該教育課程の学生募集を行うことができる。</u>  <u>3 前項の学生募集に関し、必要な事項は、研究科において別に定める。</u></p> <p>附 則            1～4 (略)            5 別表第1の規定にかかわらず、平成24年度から令和10年度までの学部学科等別の收容定員及び入学定員は、次の各号に掲げる表のとおりとする。</p>	<p>第1条～第51条 (略)</p> <p>(收容定員等)</p> <p>第52条 学部、学科等別收容定員等は、別表第1のとおりとする。</p> <hr/> <hr/> <p>第53条～第67条 (略)</p> <p>(收容定員等)</p> <p>第67条 研究科専攻別收容定員等は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。</p> <hr/> <hr/> <p>附 則            1～4 (略)            5 別表第1の規定にかかわらず、平成24年度から令和10年度までの学部学科等別の收容定員及び入学定員は、次の各号に掲げる表のとおりとする。</p>

一 収容定員

学部	学科等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
(略)																		
工学部	工学科									610	1,220	1,860	2,530	2,560	2,590	2,620	2,620	
	従前の学科																	
	機械システム系学科	320	480	640	640	640	640	640	640	480	320	160						
	電気通信系学科	200	300	400	400	400	400	400	400	300	200	100						
	情報系学科	120	180	240	240	240	240	240	240	180	120	60						
	化学生命系学科	280	420	560	560	560	560	560	560	420	280	140						
	機械工学科	160	80															
	物質応用化学科	120	60															
	電気電子工学科	120	60															
	情報工学科	120	60															
	生物機能工学科	160	80															
	システム工学科	160	80															
	通信ネットワーク工学科	80	40															
	計	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	2,050	2,200	2,350	2,530	2,560	2,590	2,620	2,620	
(略)																		
		9,358	9,371	9,384	9,387	9,383	9,383	9,380	9,377	9,379	9,366	9,353	9,347	9,365	9,383	9,401	9,419	9,407

二 入学定員

学部	学科等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
(略)																		
工学部	工学科									610	610	610	640	640	640	640	640	
	機械システム系学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160							
	電気通信系学科	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100							
	情報系学科	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60							
	化学生命系学科	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140							
	計	460	460	460	460	460	460	460	460	610	610	610	640	640	640	640	640	
(略)																		
合計		2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,195	2,195	2,195	2,195	2,195	2,192	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213

6～8 (略)

一 収容定員

学部	学科等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度				
(略)																						
工学部	工学科														610	1,220	1,860	2,500	2,500	2,500	2,500	
	従前の学科																					
	機械システム系学科	320	480	640	640	640	640	640	640	480	320	160										
	電気通信系学科	200	300	400	400	400	400	400	400	300	200	100										
	情報系学科	120	180	240	240	240	240	240	240	180	120	60										
	化学生命系学科	280	420	560	560	560	560	560	560	420	280	140										
	機械工学科	160	80																			
	物質応用化学科	120	60																			
	電気電子工学科	120	60																			
	情報工学科	120	60																			
	生物機能工学科	160	80																			
	システム工学科	160	80																			
	通信ネットワーク工学科	80	40																			
	計	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	2,050	2,200	2,350	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500				
(略)																						
		9,358	9,371	9,384	9,387	9,383	9,383	9,380	9,377	9,379	9,366	9,353	9,347	9,335	9,323	9,311	9,299	9,287				

二 入学定員

学部	学科等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
(略)																		
工学部	工学科									610	610	610	610	610	610	610	610	
	機械システム系学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160							
	電気通信系学科	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100							
	情報系学科	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60							
	化学生命系学科	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140							
	計	460	460	460	460	460	460	460	460	610	610	610	610	610	610	610	610	610
(略)																		
合計		2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,195	2,195	2,195	2,195	2,195	2,192	2,183	2,183	2,183	2,183	2,183

6～8 (略)

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表第 1 (第 5 2 条関係)

学 部	学 科 等	収容定員	入学定員	編入学定員
(略)				
工学部	工学科	2,620	640	30
	計	2,620	640	30
(略)				
合 計		9,398	2,213	70

備考 1 理学部及び工学部の編入学定員は、第 3 年次編入学定員である。

2 (略)

別表第 2 (第 6 7 条関係)

研究科名	専 攻 名	修 士 課 程		前 期 及 び 後 期 の 課 程 の 区 分 を 設 け ない 博 士 課 程	
		博 士 前 期 課 程	博 士 後 期 課 程	博 士 前 期 課 程	博 士 後 期 課 程
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育学研究科	教 育 科 学 専 攻	人	人	人	人
		74	37	—	—
	計	74	37	—	—
社会文化科学研究科	国 際 社 会 専 攻	28	14	—	—
	日 本 ・ ア ジ ア 文 化 専 攻	24	12	—	—
	人 間 社 会 文 化 専 攻	60	30	—	—
	法 政 理 論 専 攻	30	15	—	—
	経 済 理 論 ・ 政 策 専 攻	12	6	—	—
	組 織 経 営 専 攻	22	11	—	—
	社 会 文 化 学 専 攻	—	—	36	12
	計	176	88	36	12
環境生命自然科学研究科	環 境 生 命 自 然 科 学 専 攻	1002	501	288	96
		計	1002	501	288
保健学研究科	保 健 学 専 攻	52	26	30	10
		計	52	26	30
医歯薬学総合研究科	医 歯 科 学 専 攻	40	20	—	—
	薬 科 学 専 攻	74	37	18	6
	医 歯 薬 学 専 攻	—	—	512	128
	計	114	57	530	134
ヘルスシステム統合科学研究科	ヘ ル ス シ ス テ ム 統 合 科 学 専 攻	160	80	48	16
		計	160	80	48
合 計		1,578	789	932	268

別表第 1 (第 5 2 条関係)

学 部	学 科 等	収容定員	入学定員	編入学定員
(略)				
工学部	工学科	2,500	610	30
	計	2,500	610	30
(略)				
合 計		9,278	2,183	70

備考 1 理学部及び工学部の編入学定員は、第 3 年次編入学定員である。

2 (略)

別表第 2 (第 6 7 条関係)

研究科名	専 攻 名	修 士 課 程		前 期 及 び 後 期 の 課 程 の 区 分 を 設 け ない 博 士 課 程	
		博 士 前 期 課 程	博 士 後 期 課 程	博 士 前 期 課 程	博 士 後 期 課 程
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育学研究科	教 育 科 学 専 攻	人	人	人	人
		74	37	—	—
	計	74	37	—	—
社会文化科学研究科	国 際 社 会 専 攻	28	14	—	—
	日 本 ・ ア ジ ア 文 化 専 攻	24	12	—	—
	人 間 社 会 文 化 専 攻	60	30	—	—
	法 政 理 論 専 攻	30	15	—	—
	経 済 理 論 ・ 政 策 専 攻	12	6	—	—
	組 織 経 営 専 攻	22	11	—	—
	社 会 文 化 学 専 攻	—	—	36	12
	計	176	88	36	12
環境生命自然科学研究科	環 境 生 命 自 然 科 学 専 攻	1002	501	288	96
		計	1002	501	288
保健学研究科	保 健 学 専 攻	52	26	30	10
		計	52	26	30
医歯薬学総合研究科	医 歯 科 学 専 攻	40	20	—	—
	薬 科 学 専 攻	74	37	18	6
	医 歯 薬 学 専 攻	—	—	512	128
	計	114	57	530	134
ヘルスシステム統合科学研究科	ヘ ル ス シ ス テ ム 統 合 科 学 専 攻	160	80	48	16
		計	160	80	48
合 計		1,578	789	932	268

別表第3（第67条関係）

研究科名	専攻名	法科大学院の課程	
		収容定員	入学定員
法務研究科	法務専攻 計	人	人
		72	24
合計		72	24

別表第4（第67条関係）

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	入学定員
教育学研究科	教職実践専攻 計	人	人
		90	45
合計		90	45

別表第3（第67条関係）

研究科名	専攻名	法科大学院の課程	
		収容定員	入学定員
法務研究科	法務専攻 計	人	人
		72	24
合計		72	24

別表第4（第67条関係）

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	入学定員
教育学研究科	教職実践専攻 計	人	人
		90	45
合計		90	45

- 1 記号番号 岡大工規程第 号
- 2 制定年月日 令和5年 月 日
- 3 制定者 岡山大学工学部長 難波 徳郎
- 4 改正理由 情報工学先進コース設置に係る規程の整備のため。

岡山大学工学部規程の一部改正新旧対照表

改 正	現 行																																																					
<p>第1条～第6条 省略</p> <p style="text-align: center;">(情報工学先進コース及び募集人員)</p> <p><u>第6条の2 管理学則第52条第3項の規定に基づき、本学部工学科に特別な教育課程として、情報工学先進コースを置き、募集人員40人により学生募集を行う。</u></p> <p><u>2 前項に掲げるコースへの配属は、前条第2項の規定に関わらず、入学時に決定する。</u></p> <p>第7条～第25条 省略</p> <p style="text-align: center;">(教育職員免許状)</p> <p>第26条 本学部において取得することができる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>系・コース</th> <th>教育職員免許状の種類</th> <th>免許教科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工学科</td> <td>機械システム系</td> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>工 業</td> </tr> <tr> <td>環境・社会基盤系</td> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>工 業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">情報・電気・数理データサイエンス系</td> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>情 報</td> </tr> <tr> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>工 業</td> </tr> <tr> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>数 学</td> </tr> <tr> <td>中学校教諭一種免許状</td> <td>数 学</td> </tr> <tr> <td>化学・生命系</td> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>工 業</td> </tr> <tr> <td>情報工学先進コース</td> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>情 報</td> </tr> </tbody> </table>	学 科	系・コース	教育職員免許状の種類	免許教科	工学科	機械システム系	高等学校教諭一種免許状	工 業	環境・社会基盤系	高等学校教諭一種免許状	工 業	情報・電気・数理データサイエンス系	高等学校教諭一種免許状	情 報	高等学校教諭一種免許状	工 業	高等学校教諭一種免許状	数 学	中学校教諭一種免許状	数 学	化学・生命系	高等学校教諭一種免許状	工 業	情報工学先進コース	高等学校教諭一種免許状	情 報	<p>第1条～第6条 省略</p> <hr style="border: 1px solid black;"/> <hr style="border: 1px solid black;"/> <hr style="border: 1px solid black;"/> <p>第7条～第25条 省略</p> <p style="text-align: center;">(教育職員免許状)</p> <p>第26条 本学部において取得することができる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>系</th> <th>教育職員免許状の種類</th> <th>免許教科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工学科</td> <td>機械システム系</td> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>工 業</td> </tr> <tr> <td>環境・社会基盤系</td> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>工 業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">情報・電気・数理データサイエンス系</td> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>情 報</td> </tr> <tr> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>工 業</td> </tr> <tr> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>数 学</td> </tr> <tr> <td>中学校教諭一種免許状</td> <td>数 学</td> </tr> <tr> <td>化学・生命系</td> <td>高等学校教諭一種免許状</td> <td>工 業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学 科	系	教育職員免許状の種類	免許教科	工学科	機械システム系	高等学校教諭一種免許状	工 業	環境・社会基盤系	高等学校教諭一種免許状	工 業	情報・電気・数理データサイエンス系	高等学校教諭一種免許状	情 報	高等学校教諭一種免許状	工 業	高等学校教諭一種免許状	数 学	中学校教諭一種免許状	数 学	化学・生命系	高等学校教諭一種免許状	工 業				
学 科	系・コース	教育職員免許状の種類	免許教科																																																			
工学科	機械システム系	高等学校教諭一種免許状	工 業																																																			
	環境・社会基盤系	高等学校教諭一種免許状	工 業																																																			
	情報・電気・数理データサイエンス系	高等学校教諭一種免許状	情 報																																																			
		高等学校教諭一種免許状	工 業																																																			
		高等学校教諭一種免許状	数 学																																																			
	中学校教諭一種免許状	数 学																																																				
化学・生命系	高等学校教諭一種免許状	工 業																																																				
情報工学先進コース	高等学校教諭一種免許状	情 報																																																				
学 科	系	教育職員免許状の種類	免許教科																																																			
工学科	機械システム系	高等学校教諭一種免許状	工 業																																																			
	環境・社会基盤系	高等学校教諭一種免許状	工 業																																																			
	情報・電気・数理データサイエンス系	高等学校教諭一種免許状	情 報																																																			
		高等学校教諭一種免許状	工 業																																																			
		高等学校教諭一種免許状	数 学																																																			
	中学校教諭一種免許状	数 学																																																				
化学・生命系	高等学校教諭一種免許状	工 業																																																				

第27条～第30条 省略

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、岡山大学工学部規程等を廃止する規程（令和3年岡山大学工学部規程第1号）により廃止された岡山大学工学部規程（平成16年岡大工規程第1号）の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表機械システム系の表中知的システム最適化に係る改正規定は、令和4年度以前の入学制については適用しない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

○機械システム系～化学・生命系 省略

○情報工学先進コース

<u>授 業 科 目</u>	<u>単 位</u>
(コース科目 (A群) )	
<u>情報工学入門</u>	<u>1</u>
<u>情報工学探究</u>	<u>2</u>
<u>統計データ解析基礎</u>	<u>2</u>
<u>情報理論</u>	<u>2</u>
<u>技術表現法</u>	<u>1</u>
<u>フーリエ解析・ラプラス変換</u>	<u>2</u>
<u>数値計算法</u>	<u>2</u>

第27条～第30条 省略

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、岡山大学工学部規程等を廃止する規程（令和3年岡山大学工学部規程第1号）により廃止された岡山大学工学部規程（平成16年岡大工規程第1号）の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表機械システム系の表中知的システム最適化に係る改正規定は、令和4年度以前の入学制については適用しない。

別表

○機械システム系～化学・生命系 省略

<u>実践コミュニケーション論</u>	<u>2</u>	
<u>(コース科目 (B群) )</u>		
<u>実践プログラミング</u>	<u>2</u>	
<u>データ構造とアルゴリズム</u>	<u>2</u>	
<u>グラフ理論 (情報)</u>	<u>2</u>	
<u>プログラミング演習1</u>	<u>1</u>	
<u>プログラミング演習2</u>	<u>1</u>	
<u>コンピュータハードウェア</u>	<u>2</u>	
<u>応用解析</u>	<u>2</u>	
<u>オペレーティングシステム</u>	<u>2</u>	
<u>コンピュータアーキテクチャ I</u>	<u>2</u>	
<u>システムプログラミング 1</u>	<u>1</u>	
<u>システムプログラミング 2</u>	<u>1</u>	
<u>応用数学</u>	<u>2</u>	
<u>プログラミング技法</u>	<u>2</u>	
<u>プログラミング言語</u>	<u>2</u>	
<u>人工知能</u>	<u>2</u>	
<u>知識工学</u>	<u>2</u>	
<u>情報工学実験A (ハードウェア)</u>	<u>3</u>	
<u>ソフトウェア設計</u>	<u>2</u>	
<u>情報ネットワーク論</u>	<u>2</u>	
<u>コンパイラ</u>	<u>2</u>	
<u>情報工学実験B (メディア処理)</u>	<u>3</u>	
<u>並列分散処理</u>	<u>2</u>	
<u>情報工学実験C (ソフトウェア)</u>	<u>3</u>	
<u>特別研究</u>	<u>10</u>	
<u>パターン認識と学習</u>	<u>1</u>	

<u>計算機数学</u>	<u>1</u>	
<u>数理論理学</u>	<u>1</u>	
<u>コンピュータアーキテクチャII</u>	<u>2</u>	
<u>論理設計</u>	<u>1</u>	
<u>画像処理</u>	<u>2</u>	
<u>オブジェクト指向言語</u>	<u>2</u>	
<u>データベース</u>	<u>2</u>	
<u>情報セキュリティ</u>	<u>2</u>	
<u>応用線形代数</u>	<u>2</u>	
<u>オートマトンと言語理論</u>	<u>2</u>	
<u>言語解析論</u>	<u>1</u>	
<u>インターンシップ (情報) (長期)</u>	<u>2</u>	
<u>インターンシップ (情報) (短期)</u>	<u>1</u>	
<u>アルゴリズムと計算量</u>	<u>1</u>	
<u>デジタル信号処理 (情報)</u>	<u>2</u>	
<u>ソフトウェア工学</u>	<u>1</u>	
<u>映像メディア処理</u>	<u>1</u>	
<u>情報化における職業1</u>	<u>1</u>	
<u>情報化における職業2</u>	<u>1</u>	
<u>(教科に関する科目)</u>		
<u>工業概論</u>	<u>2</u>	
<u>職業指導概説</u>	<u>2</u>	